

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

施設予約システム更新業務委託について、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、このプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承諾の上、参加の申し込みをすること。

令和7年4月25日

川口市長 奥ノ木 信夫



1 業務概要

(1) 業務名

施設予約システム更新業務委託

(2) 履行場所

川口市

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

(4) 業務内容

別紙「施設予約システム更新業務委託仕様書」のとおり

(5) 見積限度額

20,189,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和8年2月28日までの費用の見積限度額。当該金額を上回った者は失格とする。

(6) 実施方式

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。また、プロポーザルに参加する者が契約締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（※）に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 スケジュール（予定）

プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

実施要領・仕様書の公表 （市HP掲載）	4月25日（金）～5月26日（月）12時まで
参加申込書、提案書等に関する質問受付	5月 9日（金）12時まで
質問に対する回答（市HP掲載）	5月19日（月）
企画提案書の提出	5月26日（月）12時まで
一次審査（書類審査）結果及び二次審査（プレゼンテーション）集合の通知	6月 9日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	6月23日（月）
	（予備日 24日（火）、26日（木））（予定）
選定結果の通知・公表	6月27日（金）（予定）

4 選定方法及び評価項目

(1) 選定方法

提出された企画提案書等に基づき審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(2) 評価項目

- 事業体制の評価
- 各機能に対する評価
- 機能要件
- 見積もり価格の評価

5 手続き等

(1) 担当部署

川口市企画財政部情報政策課情報システム係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-258-5706 FAX 048-258-1203

メールアドレス 040.03030@city.kawaguchi.saitama.jp

(2) 仕様書等関連情報の公開

下記の期間、川口市ホームページにて閲覧に供する。

令和7年4月25日（金）～5月26日（月）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01020/020/oshirase/48335.html>

6 その他

詳細は、実施要領及び仕様書による。